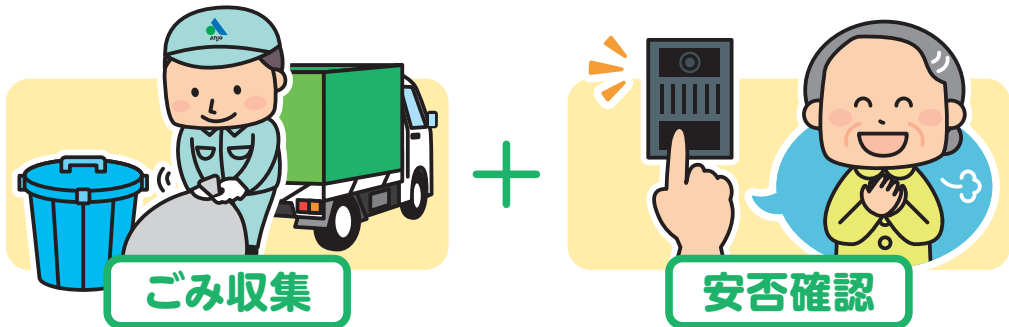




安城市

あんしんふれあい収集

ごみ出しが困難な世帯を対象に、自宅玄関先に出したごみを、市職員が**収集**に伺います。その際、希望者には、**安否確認**を行います。



対象世帯

安城市に住民票があり、本人、親族、近隣者によりごみステーションまで家庭ごみを運搬することが困難で、世帯全員が要介護1以上である世帯。

令和7～8年度は、実証事業のため、地域を限定しています。

令和7年度は、石井町、和泉町、榎前町、東端町、根崎町、城ヶ入町、今池町の7町内が対象です。

》ごみの収集について

- ①粗大ごみ・家電リサイクル法の対象品目(テレビなど)を除く家庭ごみを収集します。
- ②収集は週1回行います。なお、収集曜日は本市から指定します。
- ③1回の収集量は、ごみの種類ごとにごみ袋3袋までです。
- ④フタ付きポリバケツ(45リットル程度)とポリバケツに入れるビニール袋を用意していただきます。

自宅の敷地内や玄関先から市が直接ごみを収集します。

※集合住宅にお住まいの方は、各自で集合住宅の管理者に、ポリバケツやごみ袋を玄関前に置く許可を得てください。

》申請から収集までの流れ

①申請(代理申請も可能)

申請書は市ウェブサイトからダウンロードして記入・提出。
電子申請にも対応しています。



②調査

市職員が訪問し、ケアマネジャーなどの立ち合いのもと調査します。



③収集開始

調査の結果、対象となりましたら、ごみ収集を開始します。



詳細は市ウェブサイトをご覧ください。



「安城市あんしんふれあい収集」で検索！

申請書提出先

環境クリーンセンター ▶ 〒444-1221 安城市和泉町大下38番地

清掃事業所 ▶ 〒444-1155 安城市堀内町西新田2番地

安城市役所高齢福祉課 ▶ 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話での問合せ (環境クリーンセンター)

☎ 0566-92-0178